

垂井町朝倉運動公園体育センターの卓球使用料の誤徴収について

朝倉運動公園体育センターの卓球使用料において、令和元年10月1日から令和5年9月21日（誤徴収判明日）まで、条例で定めた使用料と異なる金額で徴収していたことが判明したので報告します。

1 経緯

令和元年度の条例改正により、使用料に変更が生じたため、施設利用者の利便性を考え、使用料一覧表を作成し、ホームページ及び窓口に掲載しました。その際、体育センター卓球の使用料について、10円高い、130円と誤記入しました。条例で定めた金額との確認を怠り、誤った使用料一覧表をもとに使用料を徴収していました。

2 誤徴収の内容

延べ3,544件 誤徴収金合計81,325円

誤って徴収していた料金	正しい料金
(4時間当たり) 一般(高校及び大学生含む。) 130円	(4時間当たり) 一般(高校及び大学生含む。) 120円

3 今後の対応

該当する利用者の方に謝罪文及び過徴収した使用料の返金手続きについての案内文書を送付し、口座振込または朝倉運動公園管理事務所窓口において、速やかに返金対応を行います。

4 再発防止策

- ・毎年度4月1日に条例で定めた使用料と使用料一覧表を施設長と担当者など複数人で確認するなど、チェック体制を強化します。
- ・条例の改正等により、使用料が変更された場合には、新たに作成した使用料の一覧表について決裁を起し、複数の確認を重ねるなど、チェック体制を強化します。

5 問い合わせ先

垂井町朝倉運動公園管理事務所 高橋、三木、中村
電話:0584-23-2333